第４　果樹、アスパラガスの部

目　　次

ページ

1. 果樹の標準価額 …… 197

(1) りんご …… 197

(2) なし …… 198

(3) ぶどう …… 198

2. アスパラガスの標準価額 …… 199

1. 果樹の標準価額

(1) りんご

（１０アール当り）

区分 / 署名	幼齢樹	成熟樹					老齢樹			
		青年期			壮年期					
	1～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年	31～35年	36～40年	41～45年	46～50年	51年以上
	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額
余市	円 42,000	円 47,000	円 64,000	円 73,000	円 92,000	円 81,000	円 70,000	円 59,000	円 44,000	44,000 円 ～ 23,000
札幌南 函館 滝川 深川	37,000	41,000	51,000	58,000	73,000	64,000	55,000	46,000	33,000	33,000 ～ 16,000
上記以外の署	25,000	28,000	35,000	40,000	50,000	44,000	38,000	31,000	23,000	23,000 ～12,000

（注） 幼齢樹の評価は，育成年次により，それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
評価割合	10%	20%	25%	40%	50%	65%	75%	85%	95%	100%

(2) な　し

（１０アール当り）

区分 / 署名	幼齢樹	成熟樹		老齢樹	
		青年期	壮年期		
	１～７年	８～１５年	１６～２５年	２６～３５年	３６年以上
	価額	価額	価額	価額	価額
全管	32,000円	35,000円	55,000円	35,000円	35,000～20,000円

㈱　幼齢樹の評価は，育成年次により，それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4	5	6	7
評価割合	１５%	２０%	３５%	５０%	６５%	８５%	１００%

(3) ぶどう

（１０アール当り）

区分 / 署名	幼齢樹	成熟樹		老齢樹
		青年期	壮年期	
	１～４年	５～６年	７～１０年	１１年以上
	価額	価額	価額	価額
余市	59,000円	66,000円	95,000円	95,000～36,000円
札幌南 小樽	50,000	55,000	80,000	80,000～30,000
上記外の署	19,000	21,000	30,000	30,000～12,000

㈱　幼齢樹の評価は，育成年次により，それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4
評価割合	２０%	５０%	８０%	１００%

2.　アスパラガスの標準価額

（１０アール当り）

区分 / 署名	幼齢期	成熟期		老齢期	
		青年期	壮年期		
	１～２年	３～４年	５～１０年	１１年～１５年	１６年以上
	価額	価額	価額	価額	価額
全管	円 31,000	円 38,000	円 58,000	円 46,000	円 22,000

㈱　幼齢期のうち，１年のものは，標準価額の７５％相当額とする。

第5　立　木　の　部

目　　次

ページ

立木の評価 …… 205

別表 7　針葉樹の樹齢別標準価額 …… 208

別表 8　地利級判定表 …… 210

別表 9　針葉樹の標準立木材積表 …… 211

別表 10　総合等級指数表 …… 213

別表 11　広葉樹の樹種及び樹齢別標準価額 …… 214

別表 12　森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における広葉樹の樹齢別標準価額 …… 218

別表 13　広葉樹の１ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表 …… 219

（参　考）

立木の伐採禁止又は制限をうける森林の種類等 …… 220

⑴　森林法第２５条の規定による保安林の伐採制限及び施業要件 …… 220

⑵　その他の法令による伐採制限 …… 221

立 木 の 評 価

立木の評価は，樹種ごとに，次に掲げる区分に従い，それぞれ次に掲げる方法によって行なう。

立木の区分	評価方法
(1) 樹齢15年以上のからまつすぎとどまつ（立木材積が明らかなもの）。	次の算式により計算した金額により評価する。 樹齢別標準価額（別表7（P208））× 実際の1ヘクタール当りの立木材積 / 1ヘクタール当り標準立木材積（別表9（P211））× （0.05きざみとし，0.05未満は切り捨てる。）× 地利級の割合（別表8（P210））＝ 1ヘクタール当りの評価額
(2) 上記以外の針葉樹	次の算式により計算した金額により評価する。 総合等級指数《別表10（P213）》 樹齢別標準価額（別表7（P208））× 地味級の割合 × 立木度の割合 × 地利級の割合（別表8（P210））＝ 1ヘクタール当りの評価額 （注） 1. （別表9）「針葉樹の標準立木材積表」に定めのない樹齢又は樹種の立木についての地味級は，おおむね中級に該当するものとする。 2. （別表9）「針葉樹の標準立木材積表」に定めのない樹齢又は樹種の立木について立木度は，次による。 (1) 森林の立木度の間かくの大小にかかわらず植林した森林については，おおむねその立木度を密とし，自然林については，おおむねその立木度を中庸とする。 この場合において，岩石，がけくずれ等による不利用地があるときは，その不利用地の地積を除外した地積をその森林の地積とする。 (2) 岩石，がけくずれ等による不利用地が散在している森林で，その不利用地の地積を森林の地積から除外することが出来ない森林については，植林した森林は，おおむねその立木度を中庸とし，自然林は，おおむねその立木度を疎とする。

立木の区分	評価方法
(3) 広葉樹	次の算式により計算した金額により評価する。 総合等級指数《別表10(P213)》 樹種別標準価額(別表11(P214)) × 地味級の割合 × 立木度の割合 × 地利級の割合(別表8(P210)) = 1ヘクタール当りの評価額 (注) 1. 評価森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における標準価額は，(別表12)「森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における広葉樹の樹齢別標準価額」による。 2. 地味級は，評価する森林のうち，上部，中部及び下部の平均1ヘクタール当りの材積を求め，(別表13)「広葉樹の1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表」により判定する。 3. 2に掲げる「広葉樹の1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表」に定めのない樹齢の立木についての地味級はおおむね中級に該当するものとして取り扱う。 4. 立木度は次に掲げるところによる。 (1) 森林の立木の間かくの大小にかかわらず植林した森林については，おおむねその立木度を密とし，自然林については，おおむねその立木度を中庸とする。 この場合において岩石，がけくずれ等による不利用地があるときはその不利用地の地積を除外した地積をその森林の地積とする。 (2) 岩石，がけくずれ等による不利用地が散在している森林で，その不利用地の地積を森林の地積から除外することのできない森林については，植林した森林はおおむねその立木度を中庸とし，自然林は，おおむねその立木度を疎とする。 (3) くぬぎ及び雑木については前2号にかかわらずその立木度を密とする。ただし，自然林を密とすることを適当としない状態にあるときはその状況により中庸または疎とする。

立木の区分	評価方法
(4) 保安林等の立木	上記により評価した立木の価額から，その価額に，法令に基づき定められた伐採関係の区分にしたがい，それぞれ次に掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した価額により評価する。 法令に基づき定められた伐採関係の区分 / 控除割合 一部皆伐 / 0.2 択伐 / 0.4 単木選伐 / 0.6 禁伐 / 0.7 (注) 立木の伐採禁止又は制限をうける森林の種類等については《参考(P220)》参照

別表７

針葉樹の樹齢別標準価額

（１ヘクタール当り）

区分／樹齢	標準価額			区分／樹齢	標準価額		
	からまつ	すぎ	とどまつ		からまつ	すぎ	とどまつ
年	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円
1	77	175	85	22	281	457	160
2	79	177	86	23	300	483	167
3	81	180	86	24	319	510	174
4	84	184	87	25	◎ 340	539	181
5	88	190	89	26		568	189
6	92	196	91	27		599	197
7	98	204	93	28		631	206
8	104	212	95	29		664	215
9	111	222	97	30		699	224
10	119	233	100	31		734	233
11	128	245	104	32		771	243
12	138	259	107	33		809	253
13	148	273	111	34		848	263
14	159	289	115	35		888	274
15	172	306	120	36		929	285
16	185	324	124	37		972	296
17	199	343	130	38		1,015	307
18	213	364	135	39		1,060	319
19	229	385	141	40		1,106	332
20	245	408	147	41		1,153	344
21	263	432	153	42		1,202	357

（１ヘクタール当り）

区分／樹齢	標準価額		区分／樹齢	標準価額
	すぎ	とどまつ		とどまつ
年	千円	千円	年	千円
43	1,251	370	64	716
44	1,302	383	65	736
45	1,354	397	66	756
46	1,407	411	67	777
47	1,461	425	68	797
48	1,516	440	69	819
49	1,571	455	70	◎ 840
50	◎ 1,630	470		
51		486		
52		502		
53		518		
54		534		
55		551		
56		568		
57		586		
58		603		
59		621		
60		640		
61		658		
62		677		
63		696		

(注)

1. ◎印は標準伐期を示す。
2. 「あすなろ」「きはり」は「すぎ」に準ずる。
3. 「とうひ」は「からまつ」に準ずる。
4. 標準伐期をこえて標準伐期の２倍の樹齢に達するまでの立木の標準価額は，標準伐期における標準価額を基とし，年利２分とした場合の当該樹齢に応ずる複利終価の額とする。

別表 8

地 利 級 判 定 表

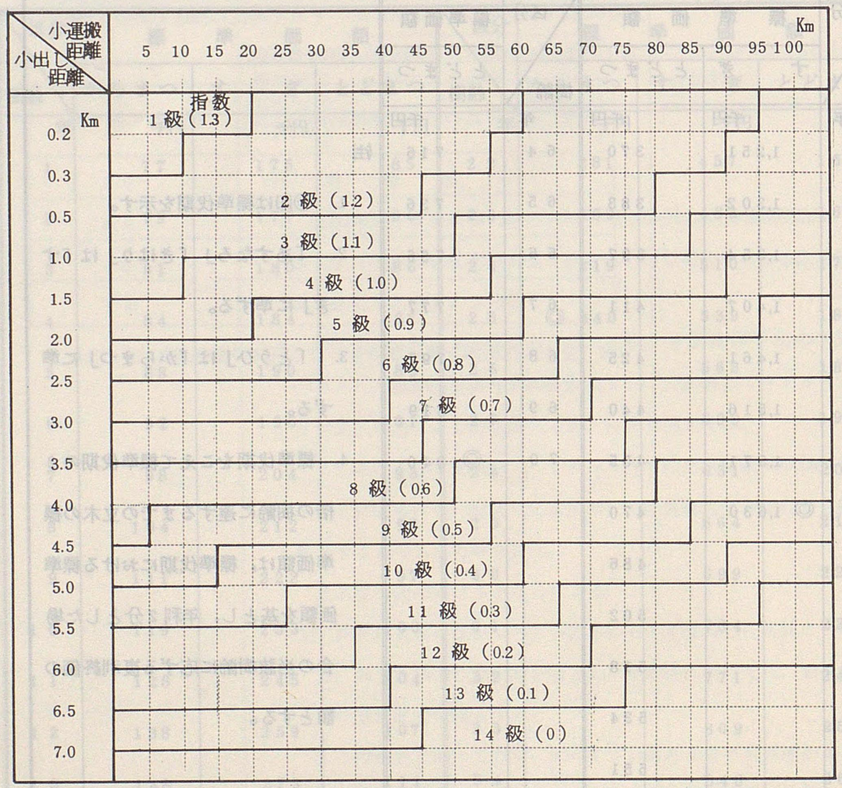

（注）

1. 小出し距離は，ケーブルの架設を想定した場合における木寄せ場と小運搬道路との最短直線距離（木寄せ場が２以上ある場合には，最短直線距離の合計数）により求める。
2. 本表はトラック運搬によっているから，馬搬による林地については，当該地利級より一級を引き下げる。
3. １４級に該当する場合（植林した立木で，１０ヘクタール程度以上の集団のものに限る）であっても，その立木の搬出その他の状況から勘案して，１４級として取扱うことが適当でないと認められるものについては，１３級の指数の範囲内において，その地利級指数を定める。

別表 9

針葉樹の標準立木材積表

（１ヘクタール当り）

樹種 / 標準伐期 / 樹齢	からまつ 25年		すぎ 50年		とどまつ 70年	
年	㎥	石	㎥	石	㎥	石
15	97	349	33	119	7	25
16	108	388	44	158	10	36
17	117	420	54	194	13	47
18	127	456	64	230	16	57
19	136	489	74	266	20	72
20	143	514	83	298	24	86
21	151	543	91	327	28	101
22	158	568	100	359	32	115
23	165	593	108	388	36	129
24	172	618	117	420	41	147
25	179	643	125	449	46	165
26	186	668	134	482	51	183
27	191	686	142	510	56	201
28	197	708	152	546	61	219
29	202	726	161	579	66	237
30	205	737	171	615	72	259
31	209	751	181	650	78	280
32	213	765	190	683	84	302
33	216	776	199	715	90	323
34	220	791	207	744	96	345
35	223	801	216	776	102	366
36			224	805	108	388
37			233	837	114	410
38			241	866	120	431
39			249	895	126	453
40			258	927	132	474
41			266	956	138	496
42			274	985	144	517
43			281	1,010	150	539

樹種 / 標準伐期 / 樹齢	すぎ 50年		とどまつ 70年	
年	㎥	石	㎥	石
44	289	1,039	156	561
45	296	1,064	162	582
46	304	1,092	168	604
47	312	1,121	174	625
48	319	1,146	180	647
49	327	1,175	186	669
50	334	1,200	192	690
51	341	1,225	198	712
52	347	1,247	203	730
53	354	1,272	208	747
54	360	1,294	213	765
55	366	1,315	218	783
56	373	1,340	222	798
57	379	1,362	226	812
58	386	1,387	230	827
59	392	1,409	234	841
60	398	1,430	238	853
61	405	1,455	242	870
62	411	1,477	246	884
63	418	1,502	250	899
64	424	1,524	254	913
65	429	1,542	260	934
66	435	1,563	264	949
67	441	1,585	268	963
68	446	1,603	272	977
69	452	1,624	276	992
70	457	1,642	280	1,000
71			283	1,017
72			286	1,028

（１ヘクタール当り）

樹種 / 樹齢 標準伐期	とどまつ	
	70 年	
年	m^3	石
73	289	1,039
74	292	1,049
75	295	1,060
76	298	1,071
77	301	1,082
78	304	1,092
79	307	1,103
80	310	1,114
81	313	1,125
82	316	1,136
83	319	1,146
84	322	1,157
85	325	1,168
86	328	1,179
87	330	1,186
88	332	1,193
89	334	1,200
90	336	1,207
91	338	1,215
92	340	1,222
93	342	1,229
94	344	1,236
95	346	1,243
96	348	1,251
97	350	1,258
98	352	1,265
99	354	1,272
100	356	1,279

別表１０

総合等級指数表

（地味級，立木度及び地利級の各割合を連乗した数値）

立木度 / 地利級 地味級	密			庸			疎		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1	1.65	1.30	0.75	1.35	1.00	0.60	1.00	0.75	0.45
2	1.55	1.20	0.70	1.20	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40
3	1.40	1.10	0.65	1.10	0.85	0.50	0.85	0.65	0.35
4	1.30	1.00	0.60	1.00	0.80	0.45	0.75	0.60	0.35
5	1.15	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40	0.70	0.50	0.30
6	1.00	0.80	0.45	0.80	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25
7	0.90	0.70	0.40	0.70	0.55	0.30	0.50	0.40	0.25
8	0.75	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25	0.45	0.35	0.20
9	0.65	0.50	0.30	0.50	0.40	0.20	0.35	0.30	0.15
10	0.50	0.40	0.20	0.40	0.30	0.15	0.30	0.20	0.10
11	0.35	0.30	0.15	0.30	0.20	0.13	0.20	0.15	0.10
12	0.25	0.20	0.10	0.20	0.15	0.08	0.15	0.10	0.05
13	0.13	0.10	0.05	0.10	0.08	0.04	0.08	0.05	0.03
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表１１

広葉樹の樹種及び樹齢別標準価額

（１ヘクタール当り）

区分 / 樹齢	標準価額							
	一斉林	用材林						
		なら	やちだも	せん	まかば	かつら	しな	その他
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	14	14	14	14	14	14	14	14
2	14	15	15	15	15	14	14	14
3	15	15	16	16	16	14	15	14
4	16	16	17	17	18	15	15	14
5	16	18	19	19	20	15	16	15
6	17	19	21	21	22	16	16	15
7	19	21	24	23	25	16	17	15
8	20	23	27	26	28	17	18	16
9	22	26	30	29	32	18	19	16
10	24	29	34	33	36	19	20	17
11	26	32	38	37	40	20	22	17
12	28	35	43	41	46	21	23	18
13	30	39	48	46	51	22	25	19
14	33	43	53	51	57	23	26	19
15	36	47	59	56	63	24	28	20
16	38	52	65	62	70	26	30	21
17	42	57	72	68	77	27	32	22
18	45	62	79	75	85	29	35	23
19	48	67	87	82	93	31	37	24
20	52	73	94	89	102	33	39	25
21	56	79	102	97	111	34	42	26
22	60	86	111	105	120	36	45	27
23	65	92	120	114	130	39	48	28
24	69	99	130	122	140	41	51	29
25	74	106	140	132	151	43	54	31

区分 / 樹齢	標準価額							
	一斉林	用材林						
		なら	やちだも	せん	まかば	かつら	しな	その他
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26	79	114	150	141	162	45	57	32
27	84	122	160	151	174	48	60	33
28	89	130	171	162	186	50	64	35
29	94	138	183	172	198	53	68	36
30	◎100	147	195	184	211	56	71	38
31		156	207	195	225	59	75	40
32		165	220	207	238	62	79	41
33		175	233	219	253	65	83	43
34		185	246	232	267	68	88	45
35		195	260	245	283	71	92	47
36		205	274	258	298	74	97	49
37		216	289	272	314	78	101	51
38		227	304	286	331	81	106	53
39		239	319	301	348	85	111	55
40		250	335	315	365	88	116	57
41		262	351	331	383	92	121	59
42		274	368	346	401	96	126	61
43		287	385	362	419	100	132	63
44		300	403	379	438	104	137	66
45		313	421	396	458	108	143	68
46		326	439	413	478	112	149	70
47		340	457	430	498	117	155	73
48		354	476	448	519	121	161	75
49		368	496	466	540	125	167	78
50		383	516	485	562	130	173	81
51		398	536	504	584	135	180	83
52		413	557	523	607	140	186	86
53		429	578	543	630	144	193	89

区分 / 樹齢	標準価額							
	一斉林	用材林					林	
		なら	やちだも	せん	まかば	かつら	しな	その他
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
54		445	599	563	653	149	200	92
55		461	621	584	677	154	207	95
56		477	644	605	702	160	214	98
57		494	666	626	726	165	221	101
58		511	689	648	752	170	228	104
59		528	713	670	777	176	236	107
60		546	737	692	803	181	243	110
61		563	761	715	830	187	251	113
62		582	786	738	857	192	259	117
63		599	810	761	883	198	267	120
64		619	836	786	912	204	275	123
65		638	862	810	940	210	283	127
66		657	888	835	969	216	292	130
67		677	915	860	998	222	300	134
68		697	942	885	1,028	229	309	137
69		717	970	911	1,058	235	317	141
70		737	998	937	1,088	241	326	145
71		758	1,026	964	1,119	248	335	148
72		779	1,055	991	1,151	255	344	152
73		801	1,084	1,018	1,182	261	353	156
74		822	1,113	1,046	1,215	268	363	160
75		845	1,143	1,074	1,247	275	372	164
76		867	1,174	1,102	1,280	282	382	168
77		889	1,204	1,131	1,314	289	392	172
78		912	1,235	1,160	1,348	296	402	176
79		936	1,267	1,190	1,382	304	412	180
80		959	1,299	1,220	1,417	311	422	185
81		983	1,331	1,250	1,453	319	432	189

（1ヘクタール当り）

区分 / 樹齢	標準価額							
	一斉林	用材林					林	
		なら	やちだも	せん	まかば	かつら	しな	その他
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
82		1,007	1,364	1,281	1,488	326	442	193
83		1,031	1,397	1,312	1,524	334	453	198
84		1,056	1,430	1,343	1,561	342	463	202
85		1,081	1,464	1,375	1,598	349	474	207
86		1,106	1,499	1,407	1,636	357	485	211
87		1,132	1,533	1,440	1,673	365	496	216
88		1,157	1,568	1,473	1,712	373	507	220
89		1,184	1,604	1,506	1,751	382	519	225
90		◎1,210	◎1,640	◎1,540	◎1,790	◎390	◎530	◎230

（注）

1. ◎印は標準伐期を示す。
2. 標準伐期をこえて標準伐期の2倍の樹齢に達するまでの立木の標準価額は，標準伐期における標準価額を基とし，年利2分とした場合のその樹齢に応ずる複利終価の額とする。
3. 樹齢30年までの雑木については，その森林が用材林として育成されているものを除き原則として一斉林として評価し，樹齢30年をこえる雑木については，その森林が薪炭林として育成されているものを除き用材林として評価する。たとえば，一斉林のうちにも育成管理の状況，蓄積の状況等からみて明らかに用材向の立木と判断されるものがある場合には，その立木の部分は，用材林として評価する。逆の場合も同様とする。

（計　算　例）

一斉林と認められるものの蓄積割合　80％

用材林　〃　〃　20％

（一斉林としての1ヘクタール当り評価額×80％＋用材林としての1ヘクタール当り評価額×20％）×地積

別表１２

森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における広葉樹の樹齢別標準価額

（１ヘクタール当り）

区分／樹齢	標準価額 用材林	区分／樹齢	標準価額 用材林	区分／樹齢	標準価額 用材林	区分／樹齢	標準価額 用材林
年	千円	年	千円	年	千円	年	千円
1	14	26	55	51	170	76	361
2	14	27	58	52	176	77	370
3	15	28	61	53	183	78	379
4	15	29	64	54	189	79	388
5	16	30	68	55	196	80	398
6	16	31	72	56	202	81	408
7	17	32	75	57	209	82	417
8	18	33	79	58	216	83	427
9	19	34	83	59	223	84	437
10	20	35	87	60	230	85	448
11	21	36	92	61	237	86	458
12	23	37	96	62	245	87	468
13	24	38	101	63	252	88	479
14	26	39	105	64	260	89	489
15	28	40	110	65	267	90	◎ 500
16	29	41	115	66	275		
17	31	42	120	67	283		
18	33	43	125	68	291		
19	36	44	130	69	300		
20	38	45	136	70	308		
21	40	46	141	71	316		
22	43	47	147	72	325		
23	46	48	152	73	334		
24	49	49	158	74	343		
25	52	50	164	75	351		

㈱　適用に当っては，（別表１１）「広葉樹の樹種及び樹齢別標準価額」の㈱に留意する。

別表１３

広葉樹の１ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表

地味級／樹齢	上級	中級	下級
年	m^3超	m^3以下 〜 m^3以上	m^3未満
10（8〜12年）	26（93石）	26（93石）〜 14（50石）	14（50石）
15（13〜17）	51（183）	51（183）〜 28（101）	28（101）
20（18〜22）	86（309）	86（309）〜 46（165）	46（165）
25（23〜27）	116（417）	116（417）〜 63（226）	63（226）
30（28〜32）	146（525）	146（525）〜 79（284）	79（284）
35（33〜37）	172（618）	172（618）〜 93（334）	93（334）
40（38〜42）	195（701）	195（701）〜 105（377）	105（377）
45（43〜47）	213（765）	213（765）〜 115（413）	115（413）
50（48〜54）	229（823）	229（823）〜 123（442）	123（442）
60（55〜64）	285（1,024）	285（1,024）〜 176（632）	176（632）
70（65〜74）	376（1,351）	376（1,351）〜 237（852）	237（852）
80（75〜84）	473（1,700）	473（1,700）〜 279（1,002）	279（1,002）
90（85〜90）	529（1,901）	529（1,901）〜 362（1,301）	362（1,301）
地味級の割合	1.3	1.0	0.6

（参 考） 立木の伐採禁止又は制限をうける森林の種類等

(1) 森林法第２５条の規定による保安林の伐採制限及び施業要件

種　類	伐採制限	施業要件	種　類	伐採制限	施業要件
なだれ防止林	禁　伐	植栽関係 原則として現在樹種の天然更新による。ただし火災防止林にあっては耐火性の強い常緑広葉樹種に指定する。	土砂崩壊防備林	禁伐，単木選伐	を目的とした伐採跡地は人工植栽する。
落石防止林	禁　伐		飛砂防備林	禁伐，単木選伐	その他 落葉，下草，土石の採取を原則として禁止する。
防　火　林	禁　伐	伐採関係 原則として禁伐とする。	防　風　林	禁伐，単木選伐	
航行目標林	禁　伐	その他 落葉，下草，土石の採取を原則として禁止する。	水害防備林	禁伐，単木選伐	
			潮害防備林	禁伐，単木選伐	
保安施設林	禁　伐	植栽関係 適当樹種を人工植栽する。 伐採関係 原則として禁伐とする。 その他 落葉，下草，土石の採取を原則として禁止する。	干害防備林	禁伐，単木選伐	
			防　雪　林	禁伐，単木選伐	
			防　霧　林	禁伐，単木選伐	
			漁　附　林	禁伐，単木選伐	
水源かん養林 土砂流出防備林	択伐，一部皆伐 禁伐，単木選伐，択伐，一部皆伐	植栽関係 原則として現在樹種の天然更新による。ただし成林見込みのない箇所及び樹種林相の改良又は跡地更新の確保	保　健　林	禁伐，単木選伐	
			風　致　林	禁伐，単木選伐	

(2) その他の法令による伐採制限

種　類	伐採制限
イ．林業種苗法	禁　伐
ロ．自然公園法	特別保護地区禁伐 その他の地区 単木選伐，択伐
ハ．文化財保護法	禁　伐
ニ．砂防法	禁伐，単木選伐，択伐，一部皆伐
ホ．都市計画法	禁伐，単木選伐，択伐，一部皆伐
ヘ．都道府県の条例	単木選伐，択伐
ト．前各号以外の法令	禁伐，単木選伐，択伐，一部皆伐

（注） 1. 単木選伐法

伐採しようとする立木そのものを指定する。

2. 択伐方法

同一区域に対する伐採くり返し期間２０年以内とし，１回伐採量は，成長量の範囲内とする。この場合の立木蓄積の用材林は３０％，薪炭林は６０％以下とする。

3. 一部皆伐

(1) １伐期の面積は，１０ヘクタール以内。

(2) 毎年伐採面積は，皆伐区域面積を更新樹種の普通林における適正伐期齢級に見合う齢級の最小限界樹齢をもって除した商の範囲内で，１回の伐採は毎年伐採し得る面積の５倍以内とする。

(3) 間伐数量は，１回につきくり返し期間中の総成長量の範囲内とし，そのときの立木蓄積の２０％以内とする。

第6　動　産　の　部

目　　次

ページ

1. 家庭用動産の評価 …… 227

2. 農耕用動産の評価 …… 228

3. 牛の標準価額 …… 229

4. 役馬の標準価額 …… 230

5. 豚　の　評　価 …… 231

1. 家庭用動産の評価

家庭用動産で1個又は1組の価額が5万円以下のものについては，居住用家屋の固定資産税評価額に，次に掲げる評価割合を乗じて計算した金額により評価する。

家庭用動産の評価割合
居住用家屋の固定資産税評価額の３０％

（注）　1. 居住用家屋の範囲には，物置，土蔵，倉庫，牛舎，厩舎又は納屋等は含まれないこと。

2. 大邸宅等でこの評価基準によることが明らかに不適当と認められるものについては，個別評価すること。

3. 上記の割合によった評価額について。実情により３０％以内の減しんしゃくをすることができる。

2. 農耕用動産の評価

農耕用動産で1個又は1組の価額が5万円以下のものについては，経営規模に応じ，次に掲げる標準価額により評価する。

経営区分	経営規模（耕作面積）		標準価額	摘要
	ヘクタール以上	ヘクタール未満	円	
稲作専業	5.0	—	100,000	
	4.0	5.0	80,000	
	2.5	4.0	60,000	
	—	2.5	40,000	
畑作専業	10.0	—	100,000	
	7.0	10.0	80,000	
	5.0	7.0	60,000	
	—	5.0	40,000	
複合	10.0	—	120,000	田畑ごとに専業経営とした場合における標準価額の合計額をこえる場合には，30％以内の減しんしゃくをする。
	5.0	10.0	100,000	
	4.0	5.0	80,000	
	—	4.0	60,000	

（注） 1. 経営区分は次により判定する。

稲作専業……耕作面積に対する田面積の割合が80％以上のもの

畑作専業……耕作面積に対する普通畑面積の割合が80％以上のもの

複　　合……上記以外の田畑兼作のもの

2. 耕作面積が著しく広大なもの，及び果樹等の特殊畑が主要部分を占めるものについては，この標準価額によらないで個別評価する。

3. 牛の標準価額

（1頭当り）

区分＼年令		当才	2才	3才～5才	6才～7才	8才～9才	10才以上
乳用牛	純粋種	円 78,000	円 145,000	円 202,000	円 160,000	円 121,000	円 42,000
	雑種	47,000	114,000	173,000	149,000	112,000	44,000

区分＼年令	当才	2才～3才	4才～5才	6才以上
肉用牛	円 68,000	円 109,000	円 87,000	円 57,000

（注）

1. 価格変動が著しく，この標準価額によることが不適当な場合その他この価額によりがたいものは，売買実例価額及び，精通者意見価格を総合勘案して，個別評価するものとする。
2. 当才の価額は，生後7ケ月以上のものを100％とし，7ケ月未満のものは70％，3ケ月未満のものは40％とする。
3. 種牛については，個別評価を行うものとする。
4. 妊娠牛については，標準価額の10％増により評価する。

4. 役馬の標準価額

（１頭当り）

年　令	当才	２才	３才	４才～７才	８才～９才	10才～12才	１３才以上
価　額	円 75,000	円 112,000	円 134,000	円 189,000	円 134,000	円 95,000	円 45,000

（注）

1. 価額変動が著しく，この標準価額によることが不適当な場合その他この価額によりがたいものは，売買実例価額及び精通者意見価格を総合勘案して，個別評価するものとする。
2. 当才の価額は生後７ケ月以上のものを１００％とし，７ケ月未満のものは７０％，３ケ月未満のものは４０％とする。
3. 妊娠馬については，標準価額の１０％増により評価する。
4. 競走馬（ばんばを含む。）及び種馬については，個別評価を行うものとする。

なお，評価にあたっては，農業共済組合等の軽種馬保険の契約金額を参しゃくして評価する。

5. 豚　の　評　価

豚の価額は，次の算式により計算した金額等を参しゃく，農家庭渡価額により評価する。

なお，種豚の価額については，肉豚の価額の1.5倍の価額により評価する。

地方枝肉価額×豚の重量×0.6（屠肉歩合）

第7　電話加入権の部

電話加入権の標準価額

全　地　域	44,000円（1加入当り）

（注）　共同電話加入権の価額はこの標準価額の６０％相当額によって評価する。

第8　株　式　の　部

気配相場のある株式として国税局長及び国税事務所長の指定した銘柄

基本通達１７３（気配相場のある株式についての国税局長の指定）の定めにより，気配相場のある株式として国税局長及び国税事務所長が指定した銘柄は，次に掲げるとおりである。

（昭和５４年１月１日現在）

国税局及び国税事務所名	指定銘柄
東京	該当なし
大阪	〃
関東信越	茨城相互銀行，茨城交通，東陽相互交通，関東鉄道
札幌	丸井今井，札幌テレビ放送，北海道放送
仙台	該当なし
名古屋	遠州鉄道，静岡鉄道，静岡ガス，清水銀行
金沢	福井相互銀行，北陸鉄道，フクビ化学工業，富山相互銀行，富山地方鉄道，広貫堂
広島	山口銀行，呉相互銀行
高松	伊予鉄道，四国瓦斯，高松琴平電気鉄道，香川相互銀行，四国変圧器
福岡	九州商船，長崎自動車，長崎電気軌道
熊本	旭 相互銀行，南国交通，日本ガス，鹿児島交通
沖縄	該当なし

付　農業投資価格

目　　次

	ページ
農業投資価格の説明	245
別表 1.　農業投資価格一覧表	245
別表 2.　農業投資価格適用区分図	247

農業投資価格の説明

農業投資価格とは，恒久的に農業の用に供すべき農地等として取引される場合に通常成立すると認められる価格をいい，相続人が農地等を相続して農業を営む場合には，一定の要件のもとにその取得した農地等の価額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税が猶予されることになっている（租税特別措置法第７０条の６）。

別表１

農業投資価格一覧表

（１０アール当り）

農業投資価格の適用地域	田	畑	採草放牧地
中央ブロック	円 ３００,０００	円 １４０,０００	円 ５５,０００
南　ブロック	２２０,０００	１１０,０００	４５,０００
北　ブロック	１６０,０００	５０,０００	２０,０００
東　ブロック	１６０,０００	６５,０００	２５,０００

別表

別表 2

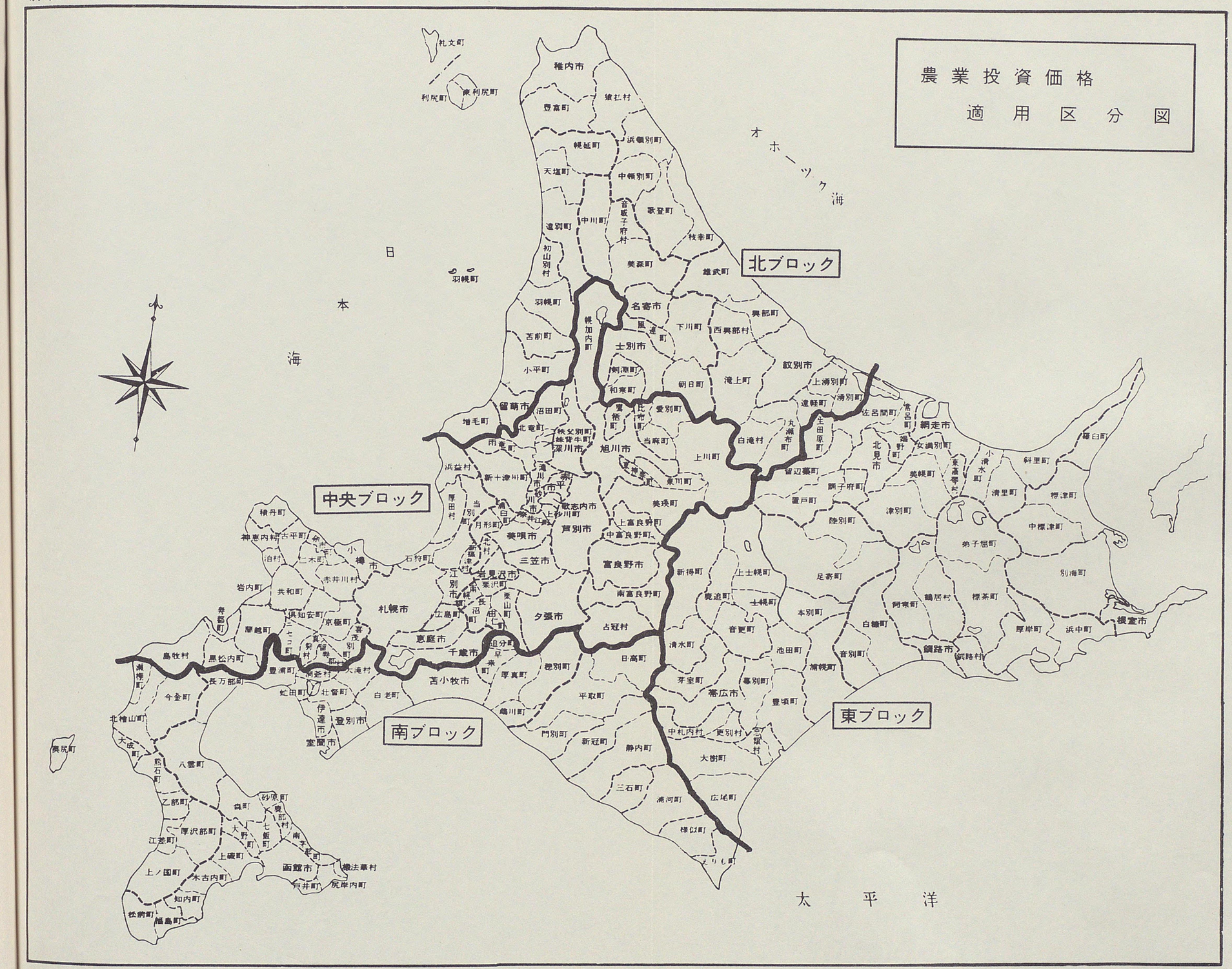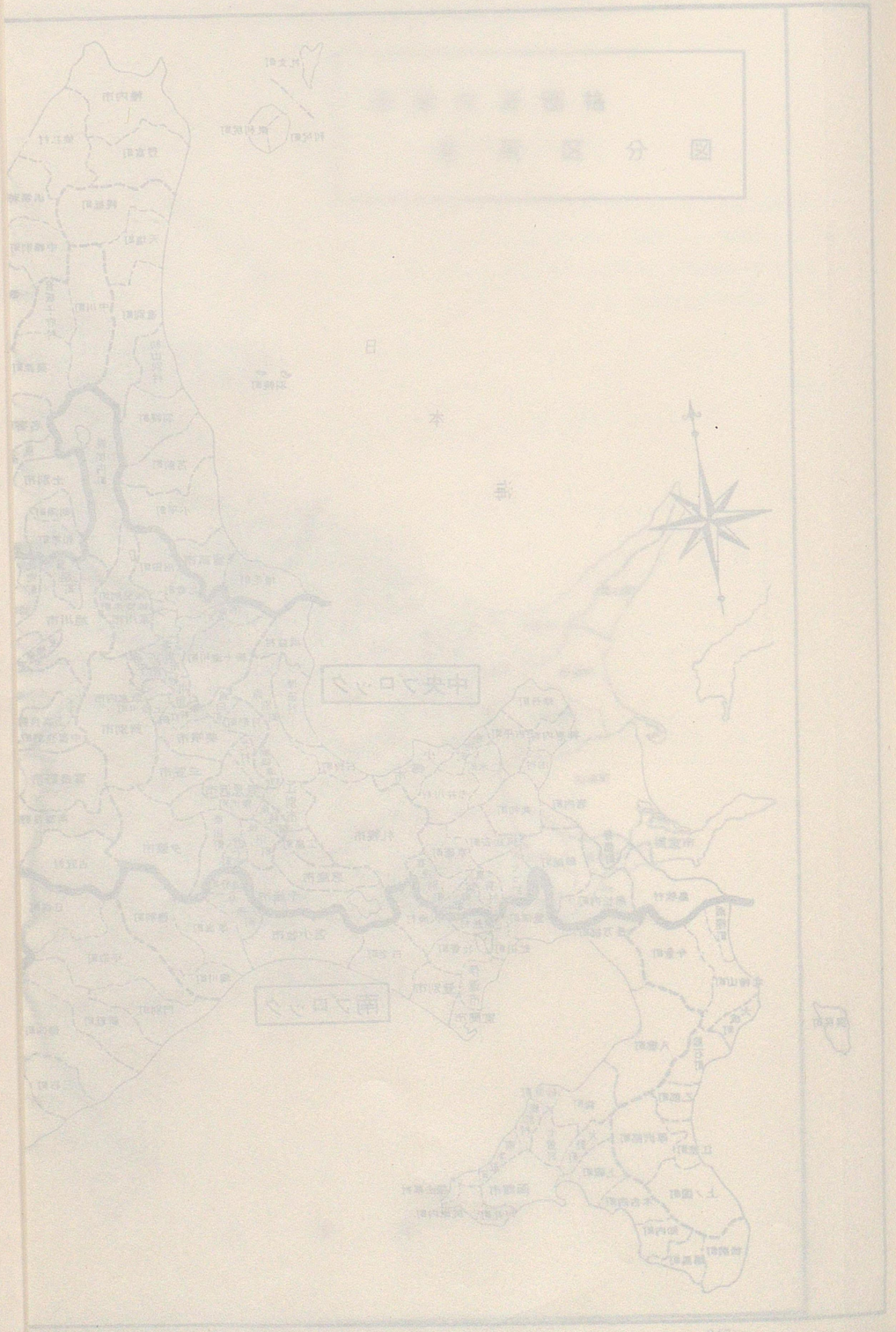
農業投資価格
適用区分図
北ブロック
中央ブロック
南ブロック
東ブロック
日本海
オホーツク海
太平洋
稚内市
名寄市
士別市
紋別市
旭川市
深川市
留萌市
芦別市
美唄市
三笠市
富良野市
夕張市
札幌市
恵庭市
千歳市
苫小牧市
登別市
室蘭市
伊達市
小樽市
江別市
岩見沢市
北見市
網走市
釧路市
根室市
帯広市
函館市